

富山県ニホンザル管理計画
(第 5 期)

令和4年3月 (令和5年3月変更)

富 山 県

－ 目 次 －

I	計画策定の背景及び目的	1
II	管理すべき鳥獣の種類	2
III	計画の期間	2
IV	管理が行われるべき区域	2
V	管理の目標	2
1	現状	2
(1)	生息動向	2
(2)	生息環境	3
(3)	捕獲状況	4
(4)	被害状況	4
(5)	被害対策の実施状況	6
2	課題	6
3	目標を達成するための施策	6
(1)	計画期間の目標	7
(2)	当面の具体的施策	7
(3)	中長期的な施策	9
VI	実行計画の策定等	13
VII	管理の推進体制	13
1	県の役割	13
2	市町の役割	14
3	農家、地域住民及び地元関係団体の役割	15

I 計画策定の背景及び目的

富山県におけるニホンザルの分布は、「種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書(2004, 環境省自然環境局生物多様性センター)」によると、群れ^(注)として生息しているのは、県東部地域に限られており、県西部地域では、単独個体、いわゆるハナレザルで生息しているのみであるとされてきたが、近年、県西部の一部地域でも群れの分布が認められている。

中山間地域の過疎化の進行に合わせ、県東部地域では、過去 45 年程の間にニホンザルの群れの分布が、山地から人の居住地域に向けて拡大するとともに、県西部の一部地域においても、近年、人の居住地域に群れの出没がみられるようになってきている。

それに伴い、ニホンザルによる農林作物の被害額の増加や人家への侵入など、人とニホンザルとのあつれきが生じており、大変深刻な問題となっている。

このような被害の対策として、平成15年度までは主に有害鳥獣捕獲が行われてきたが、必ずしも被害の軽減にはつながらなかった。

このため県では、平成 16 年3月に「富山県ニホンザル保護管理計画(第1期)」、平成 19 年3月に「第2期計画」、平成 24 年3月に「第3期計画」、平成 29 年3月に「第4期計画」を策定し、対策を推進してきた。

第2期計画期間には、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)や富山県森づくり条例の施行、平成 27 年5月には、鳥獣保護管理法へ改正されたことにより第3期計画期間中に第二種特定鳥獣管理計画として改正し、防護柵の設置や里山林の整備が推進され「被害防除」、「生息環境管理」、「個体群管理」が総合的に実施されてきた。

また、行政・関係団体の協議の場として野生動物被害防止対策会議を開催するなど体制整備や研修会を通じた地元住民の当事者意識の醸成など行政と地元が連携できる体制が整備されつつある。

このような取り組みにより、農作物被害額は、平成 25 年度以前は1千万円台で推移していたものが、平成 26 年度以降は 100～300 万円台で推移している。しかし、ニホンザルによる器物破損など生活環境被害は引き続き発生しており、また、近年は県東部の一部地域において、ニホンザルの群れの行動域が拡大し、ニホンザルがこれまで出沒したことのない地域に出沒して生活環境被害等を与える事例が見受けられるほか、県西部の一部地域においても群れで行動するニホンザルが目撃される等、生息域の拡大が懸念されている。さらに、生物多様性の観点から地域個体群の維持や外来種との交雑による遺伝子汚染の防止もあることから対策を継続して行う必要がある。

このため、引き続き、科学的な知見に基づくニホンザルの管理を行い、有識者や地域の関係者等の幅広い合意のもと、農林作物や生活環境への被害を軽減するとともに、本県に生息するニホンザルの安定的な存続を図り、人とニホンザルとの共生を目指す。

(注) 群れ:行動を共にする数頭のオス成体及びメス成体とその子からなる集団。この集団を構成する個体数は十数頭から百数十頭であり、ニホンザル社会の基本単位となっている。

II 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

III 計画の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで
ただし、計画期間内であっても見直しの必要が生じた場合は、計画の改定を行うものとする。



図1 管理が行われるべき区域

IV 管理が行われるべき区域

ニホンザルの群れの生息が確認されている県内9市町（図1）
（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町）

V 管理の目標

地域個体群^(注)の生息範囲が拡大しないよう群れを安定的に維持しつつ、農林作物被害等を軽減できるよう生息数を適正な水準にすることにより、人とニホンザルとの共生を図る。

(注) 地域個体群: 複数の群れのまとまりで、群れ間での交流が可能な地域的集合。隔離の程度及び固有性によって区分する。

1 現状

(1) 生息動向

① 分布

富山県に生息するニホンザルの群れは、広域的には「中部・近畿個体群」に含まれる。「中部・近畿個体群」は、本州で最も大きなニホンザルの分布域を形成しており、さらに地域的なまとまりをもった10のサブ個体群に細分される。県内の群れは、これらサブ個体群のうち長野、新潟、岐阜及び富山に分布域をもつ「妙高・黒部個体群」に含まれている。(渡邊邦夫(2000)ニホンザルによる農作物被害と保護管理)

県内の群れの分布は、IVに記載される9市町に限られているが、群れ以外で生息するハナレザルは、それ以外の地域でも確認されている。

県東部地域のニホンザルの群れの生息地は、神通川流域から新潟県境の朝日町まで森林が連続分布しているため、地理的に生息地が分断されたり、他の集団から孤立して生息するような群れはなく、地域個体群としては同一であると考えられる。

群れは河川沿いに行動域をもち、群れの分裂や行動域の拡大によって分布域が広がる際には、河川の上流域から下流域方向への拡大がみられる。そのため、大きな河川の流域に分布する群れは、同じ母系集団に属する傾向があり、河川毎に固有の遺伝

子タイプ(ミトコンドリアDNAハプロタイプ)を持っている。県内で確認されている遺伝子タイプは4タイプあり、いずれも近県と同じタイプ又は近縁である。(赤座久明(2006)ミトコンドリア DNA 変異による富山のニホンザルの由来)

なお、近年、県東部地域の一部において、ニホンザルの群れの行動域が拡大し、これまで出没したことのない地域に出没して生活被害等を与える事例が発生しているほか、県西部地域の一部においても群れで行動するニホンザルが目撃されるなど、群れの生息域に変化がみられることから、この変化について今後、注視していく必要がある。

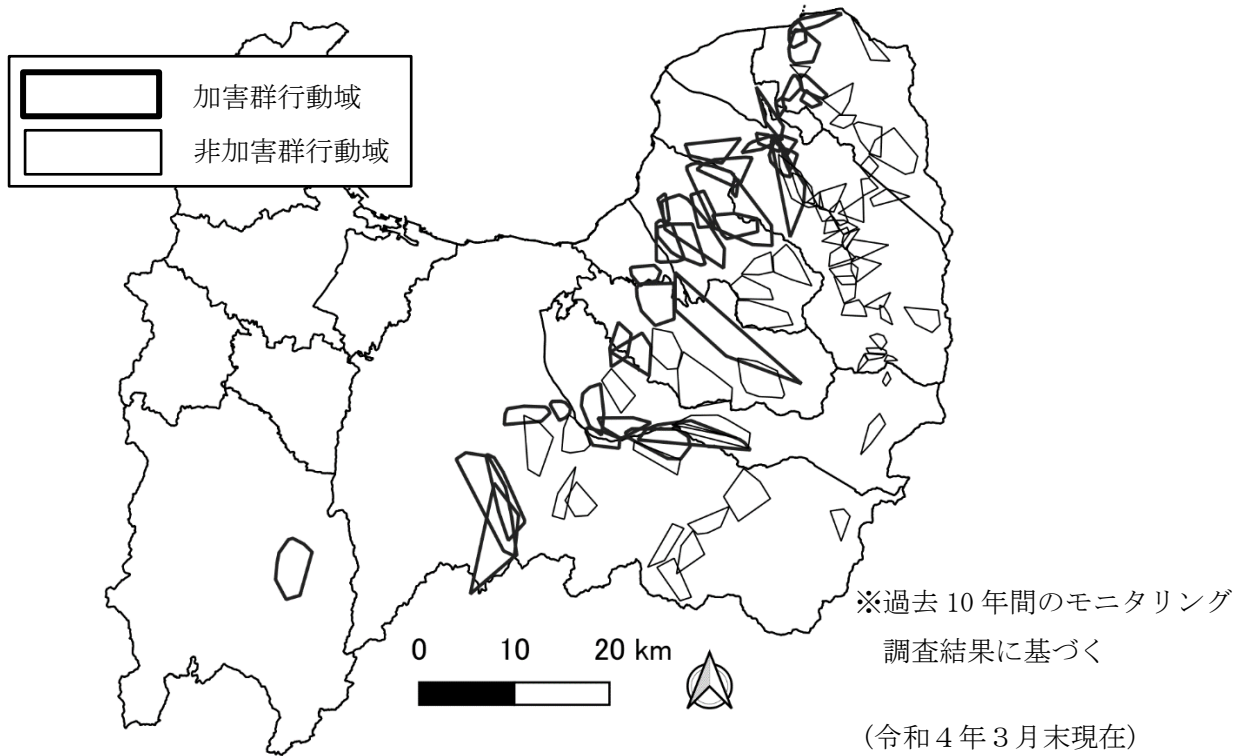


図 2-1 県内の群れの分布状況

表 1 県内で確認された遺伝子タイプ

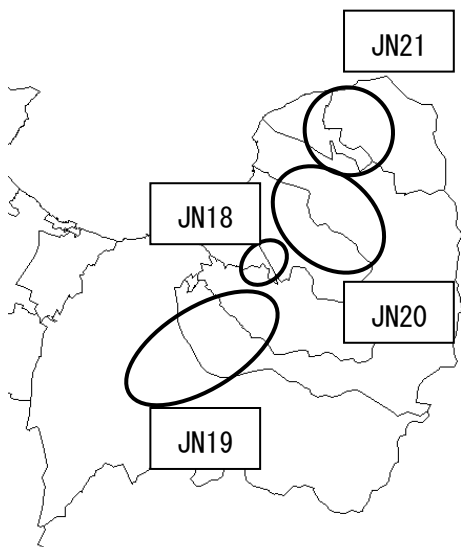


図 2-2 遺伝子タイプの分布状況

遺伝子タイプ	生息域及び特徴
JN18	県内では上市町から滑川市にかけて生息域をもつタイプ。 岐阜県中部と南部に同じタイプの群れが分布する。JN19と近縁の集団。
JN19	神通川から白岩川にかけて分布する富山県固有のタイプ。 岐阜、長野に近縁の集団が分布する。
JN20	早月川から黒部川にかけての山地に分布する富山県固有のタイプ。 JN21タイプと近縁の集団。
JN21	黒部川から朝日町にかけて分布するタイプ。 関西地方から中部地方にかけての日本海側に広範囲に分布する集団。

② 生息数

山岳地に生息する非加害群については、昭和 63 年度から平成2年度の調査で 55 群 1,400 頭の生息が推定され、その後、生息環境に大きな変化がないことから、群れの数及び生息数に大きな変動はないものと考えられる。

農林作物に被害を与えている群れについては、令和3年度の各市町実行計画と南砺市から報告された目撃・被害情報によると 42 群約 1,700 頭と報告されている。

その他に、近年の現地調査等により新たに確認された 3 群 100 頭程度の群れが確認されており、合計で 100 群 3,200 頭が生息していると推定されるが、非加害群については、一部を除いては調査が行われていないため、群れが識別されず不明な点が多い。

加害群の生息域については第2期計画期間から継続してテレメトリー調査を実施しており、近年、県東部地域の一部において、ニホンザルの群れの行動域が拡大し、これまで出没したことのない地域に出没している。

(2) 生息環境

ニホンザルは、春には、新芽や若葉、秋には、種子や果実を好んで食べるため、その基本的な生息域は、食物が十分確保できる広葉樹林である。

県東部地域の山岳地帯^(注1)は、スギなどの針葉樹主体の人工林は少ないものの、冬季には積雪のために食物の確保が困難で、生息に適さない標高の高い地域の面積割合が多い。群れが越冬地として利用できるのは、およそ標高 1,500mの山地帯^(注2)以下の地域であるが、この地域の面積割合は少ない。

また、この山地帯より標高の低い概ね 400m未満の地域は、河川に沿って谷間に集落や農耕地が入り込んでいることが多く、山地帯から里地にニホンザルが下りて来やすい地形になっている。

(注1) 山岳地帯:「山岳とは、一般に数百m以上の起伏を持った地表面上の凸部をいう。山地もほぼ同義。(地学辞典:平凡社)」とあることから、ここでは、山地帯(注2)、亜高山帯、高山帯を指すものとする。

(注2) 山地帯:植物の垂直分布帯のうち、富山県では、概ね 400~1,600mの範囲の丘陵や山岳地形の発達する地域。植生は、ブナ、ミズナラを主体とする落葉広葉樹林に代表される。

(3) 捕獲状況

県内でのニホンザルの年間捕獲数は、昭和 47 年度の2頭に始まり、昭和 60 年代から増加しはじめ、平成6年度以降はほぼ毎年 100 頭を超えるようになった。

その後、平成 11 年度から 17 年度までは 200 頭前後で推移し、平成 18 年度には 291 頭に増加し、その後は毎年減少して平成 23 年度は 159 頭となった。平成 24 年度からは再び増加傾向にあり、令和元年度は過去最多となる 394 頭が捕獲された。

(4)被害状況

県内でニホンザルによる農林作物への被害が目立つようになったのは、昭和40年代の後半頃からであるが、この頃の被害地域は、旧宇奈月町や朝日町などの一部地域に限られていた。しかし、昭和50年代の中頃からは、中山間地域での過疎化等と相まって、県東部地域の農耕地や人の居住地域で広範囲に被害が発生するようになり、現在に至っている。

被害作物は、野菜、イモ類、稲、果樹、豆類、シイタケ、ナメコなど多様であるが、野菜と果樹で9割以上を占めている。被害対策を行っているリンゴ等出荷用作物に比較して、十分に被害対策が行われていない自家消費用作物に被害や苦情が多い。

農作物被害額は、平成11年度の706万円から年々増加し、平成16年度の4,694万円をピークに、その後平成23年度まで2千万円台で推移していた。しかし平成24年以降大幅に減少し、平成26年以降は100～300万円台で推移している

また、人馴れしたニホンザルが多い地域では、人家への侵入や器物破損、女性や高齢者への威嚇など生活環境被害も発生している。

なお、近県においても農業被害が発生しているが、県によって増減の傾向は異なっている。

図3 富山県内におけるニホンザルの捕獲数と農作物被害額の推移

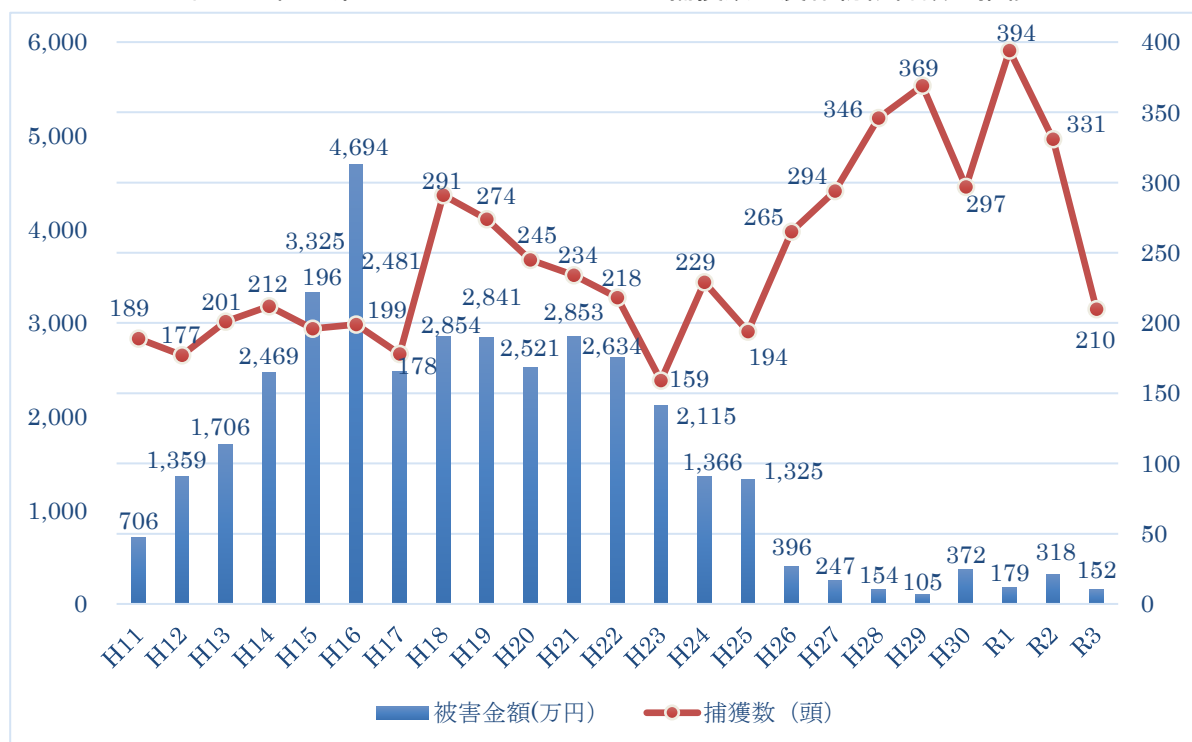


表2 近県における捕獲数

(単位:頭)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新潟県	1,404	1,344	1,751	1,166	1,186	1,615	1,123
石川県	74	70	98	154	155	184	149
長野県	1,991	2,128	1,610	1,702	1,929	2,827	1,910
福井県	741	836	672	688	901	901	749
岐阜県	1,101	1,184	1,296	1,314	1,513	1,489	786
富山県	294	346	369	297	394	331	210

表3 近県における農業被害額

(単位:万円)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新潟県	2,155	2,589	2,682	1,922	1,731	2,086	1,497
石川県	26	39	297	108	164	602	136
長野県	9,572	9,506	8,341	8,259	7,180	6,860	6,789
福井県	259	283	205	220	368	1,018	364
岐阜県	4,794	4,885	3,759	3,613	4,229	4,452	2,936
富山県	247	154	105	372	179	318	152

(5)被害対策の実施状況

鳥獣被害防止特措法の施行及び「富山県ニホンザル管理計画」による対策の推進により、鳥獣害全般についての情報の普及が進み、「自分の農耕地は自分で守る」意識が醸成されつつある。

被害発生地域では、これまで追い払いや防護柵の設置などにより、被害対策に取り組んでいる。特に、対策に積極的な地域では、収穫後の農耕地の整理徹底や収穫されないカキの木の伐採等ニホンザルの誘引物の除去も推進している。

また、従来は個人による防護柵設置が多かったが、近年は地域住民が共同で畑の周囲や山際に電気柵を設置、管理し効果を上げている。

しかし、電気柵を設置すると追い払いを十分に行わない地域がでてくる。ニホンザルは追い払われないと人間側に生息域を拡げ、電気柵に守られた部分も含め、人家周辺地域まで行動域を拡大し度々出没するようになり新たな問題となっている。

また、依然として自家消費用の農林作物については、一部地域を除いて、被害対策が不十分又は実施されていない状況にある。

2 課題

(1)市町間、地域間での取組のばらつき

市町により被害対策の取組みに対してばらつきがあり、熱心に対策に取り組んだ結果、他の市町へと被害範囲が移動することがあるため、隣接市町と連携して被害対策に取り組む必要がある。また、同一市町内でも、地域によって被害対策の取組みにばらつきがあり、同様のことが言える。

(2)収穫放棄農作物等の管理

生産者が収穫されない野菜等を除去せず、そのまま放置することは、ニホンザルを里地へ誘引し結果的に「意図しない餌付け」となるおそれがあるため、「わずかな量であっても、ニホンザルの餌とならないようにする」ことの重要性を啓発する必要がある。

(3) 電気柵の設置と管理

電気柵については、適切な設置と管理技術を繰り返し普及、啓発する必要がある。

電気柵の設置と追い払いの相乗効果で、ニホンザルの行動域を人間側に拡げないよう取り組む必要がある。

被害地域の要請等により捕獲の実施に偏り易い傾向にあるが、捕獲だけでは被害は減少しない。

3 目標を達成するための施策

群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除の徹底や誘引物の除去など、効果的に組み合わせた対策を講じることで、「地域個体群を安定的に維持しつつ、農林作物被害等を軽減し、人とニホンザルとの共生を図る」ことを目標とする。

(1) 計画期間の目標

- ①「被害防除」、「生息環境管理」、「個体群管理」の各施策を総合的に進め、農林作物被害等の軽減をめざす。
- ②県、市町、地元関係団体、農家、地域住民などが、それぞれの責任と役割を明確にし、連携した取り組みを行う。

(2) 当面の具体的施策

被害対策としては、捕獲だけを行っても被害の軽減につながらないことから、被害防除を徹底するとともに、ニホンザルの繁殖率を抑えるため、栄養価の高い農林作物をニホンザルの食物にさせない等、生息環境の管理を行い、ニホンザルが生息し難い環境にすることが必要である。

具体的な施策を定めるにあたっては、関係する群れの加害レベル(表4)を見極めたいうえで、加害レベルに応じた対策(表5)を組み合わせる計画とする。

その際、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合性を図り「被害防除」、「生息環境管理」、「個体群管理」の各施策を総合的に継続して実施する。

① 被害防除

被害防除は、行政の取り組みだけで対応できるものではなく、地域住民自身が自己防衛として主体的に取り組むことにより効果があがることを周知徹底する。

このため、被害防除技術を地域住民が習得し、実行できるような機会や指導體制を整え、技術の普及を図るとともに、地域全体あるいは地域を越えて広域的に取り組む体制を構築していく。

また、被害防除にあたっては、一つの手法だけでなく、地域毎に被害の程度や頻度、出没場所、人に対する反応等に応じて、適切な手法を効果的に組み合わせた対策を講じる。

当面、電気柵など各種の防護柵と花火や電動エアガン等の威嚇道具の使用等の対策を講じながら、最新の技術や情報を収集し、普及していく。

② 生息環境管理

加害群に対する生息環境管理として、被害地域での誘引物の除去を重点的に取り組む。

具体的な方策としては、

- ア 利用しないカキの木等を伐採する
- イ 放棄した農林作物を農耕地から撤去することなどが挙げられる。

これらの取り組みについては、地域全体あるいは地域を越えて広域的に周知徹底を図る。

被害の初期段階では、追い払いの徹底や農耕地と林縁間及び耕作放棄地などの藪の刈り払いに重点的に取り組むなど、ニホンザルが集落や農耕地に近づきにくい環境作りを進める。また、誘引物の除去や電気柵等の設置等にも取り組む。

既に里地に定着している段階では、追い払い等と併せ、誘引物の除去や電気柵等の設置等に重点的に取り組むなどニホンザルにとっての魅力の少ない環境づくりを進める。

また、「富山県森づくりプラン」を踏まえ、人家、農耕地周辺などの「里山林^(注)」については、地域の合意形成を図りながら、野生動物との棲み分けに配慮するなど、地域や生活に密着した里山林の再生整備を推進する。

(注)里山林:富山県森づくりプランでは、森林の整備及び保全にあたって、天然林については「里山林」と「保全林」に、人工林については「生産林」と「混交林」に区分して取り扱うこととし、このうち里山林では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山を目指すこととしている。

③ 個体群管理

ニホンザルの農作物被害は、単純な個体数管理では問題は解決しないことから、加害群を把握した上で、加害レベルに応じた対策(表5)を基本に効果等を慎重に判断しつつ、「加害個体除去」、「加害群の個体数調整」、「加害群除去」の管理方法を使い分け捕獲を実施する。

なお、管理方法及び捕獲数は市町が作成する実行計画を基に野生鳥獣保護管理検討委員会で検討する。

管理方法

ア 加害個体除去

加害レベル2以上の群れにおいて、農作物被害や生活環境被害を主導する個体及びハナレザルを特定し捕獲する。

イ 加害群の個体数調整

加害レベル3以上の群れにおいて、次の条件を満たす場合に加害群の個体数の抑制又は加害度が高い個体の除去を目的に群れの一部を捕獲する。

- ・ 被害防除と生息環境管理が実施されていること。
- ・ 捕獲後のモニタリング体制が整っていること。

ウ 加害群除去

加害レベル4の群れにおいて、次の条件を満たす場合に群れの全個体捕獲を検討する。

加害群除去においては、地域個体群及び遺伝的多様性の維持に配慮することとし、野生鳥獣保護管理検討委員会の承認を得て実施するものとする。

- ・ 対象としている群がテレメリー調査等によって明確に識別できていること。
- ・ 被害防除と生息環境管理が徹底されていること。
- ・ 実施可能な捕獲計画であること。
- ・ 捕獲後のモニタリング体制が整っていること。

捕獲方法

加害群(個体)を特定して捕獲を行う。そのため、群れ(個体)の識別が可能な銃器による捕獲を原則とするが、法律等により銃猟が制限されている場所においてはオリによる捕獲を行う。

また、「被害防除」、「生息環境管理」、「個体群管理」を行っているにもかかわらず、被害が継続して発生する地域では県と協議し、オリによる捕獲を行うことができるものとする。なお、非加害群や加害レベルの低い群れを捕獲する恐れがあるため、山林や被害の発生していない農地ではオリによる捕獲を行わない。

「加害群除去」の場合を除き、オリを設置する際は目標数以上の捕獲を行わないよう小型のオリの使用を原則とする。

捕獲後の対応

オリにより捕獲した個体は、銃器又は深麻酔等によりできる限り苦痛を与えない方法で殺処分する。ただし、成獣メスの殺処分により群れ分裂の可能性がある場合は放獣も検討する。

また、捕獲個体については記録を残すとともに、捕獲個体がいた群れの動向や被害の変動についてモニタリング調査を実施する。

(3) 中長期的な施策

人とニホンザルの生活空間を分離して棲み分けを図ることが中長期的な課題である。

そのために、人の生活空間にニホンザルを入れない、あるいは、引き寄せないための施策を進めていく必要がある。

このため、次の中長期的な施策を実施する。

- ① 「富山県森づくりプラン」を踏まえ、ニホンザルの生息地である「保全林」については、多種多様な生物の生息環境として、自然豊かな奥山の天然林と一体として保全・保護することを原則とし、自然の推移による成熟した天然林を目指す。
- ② 集落付近に出没せず、天然林に生息している群れについての情報は、里地周辺での群れの個体群管理を検討する際に、必要となってくる。しかし、現在は、黒部川流域などに生息する一部の群れについてしか情報が得られていないため、他の地域についても生息情報の収集を図る。
- ③ 遺伝的な多様性の維持を図るためにも、地域ごとあるいは群れごとに遺伝情報の収集、集積に努める。
- ④ 生息状況、被害状況等について継続的にモニタリング調査を実施できる体制を整備する。

表4 加害レベル判定基準表

(山間地の集落)

傾向 レベル	出没場所	人に対する反応	農林作物の被害状況
レベル1	○人家や農耕地に近い山林内で頻繁に見かける。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。
レベル2	○数頭が、まれに収穫後の農耕地に一時的に出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。
レベル3	○群れ全体が、農耕地に季節的に出没する。 ○数頭が、まれに人家の庭先にも出没する。	○人の姿を見ても逃げない場合がある。 ○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。	○主に畦の草本類や落ち穂を食べる。 ○庭先のカキなどの果実を食べる。
レベル4	○群れ全体が、農耕地にほとんど通年出没する。 ○人家に侵入する。	○人を威嚇する行動を見せる。 ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う。 ○かみついたりひっかくなど、人に危害を及ぼす。	○果樹、野菜、稲、キノコ類などの農林作物を食べる。

※ 山間地の集落とは、人家及び農耕地が、山に囲まれているか山林と混在している地域とする。

(平野部の集落)

傾向 レベル	出没場所	人に対する反応	農林作物の被害状況
レベル1	○群れ全体が、今まで見かけることがなかった林縁部に頻繁に出没する。 ○数頭が、まれに収穫後の農耕地に一時的に出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。
レベル2	○群れ全体が、農耕地に季節的に出没する。 ○数頭が、まれに人家の庭先にも出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○主に畦の草本類や落ち穂を食べる。
レベル3	○群れ全体が、農耕地にほとんど通年出没する。 ○群れ全体が、幹線道路を越えて、人家の庭先まで出没する。	○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。	○果樹、野菜、稲、キノコ類などの農林作物を食べる。 ○庭先のカキなどの果実を食べる。
レベル4	○群れ全体が、農耕地にほとんど通年出没する。 ○人家に侵入する。 ○群れ全体が通学路や幹線道路に出没したまま去らない。	○人を威嚇する行動を見せる。 ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う。 ○かみついたりひっかくなど、人に危害を及ぼす。	○農林作物に甚大な被害を与える。 ○人家や商店内の食品や商品を奪う。

※ 平野部の集落とは、扇状地や河岸段丘などにより、人家や農耕地と山林の境界（林縁）が比較的はっきりしている地域とする。

表5 加害レベルに応じた対策

(山間地の集落)

	被害防除	生息環境管理	個体群管理
レベル1	○追い払い ○シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動	○林縁部に自生するカキやクリの除去又は早期収穫 ○廃棄果実等の埋設、撤去 ○農耕地周辺のヤブの除去	
レベル2	○追い払い ○簡易柵の設置	○放棄した農林作物の除去 ○庭の果樹の除去又は早期収穫	○加害個体除去
レベル3	○組織的な追い払い ○重要な農林作物又は大規模な農耕地は、恒久柵の設置	○放棄した農林作物の除去 ○庭の果樹の除去又は早期収穫	○加害個体除去 ○加害群の個体数調整
レベル4	○組織的な追い払い ○重要な農林作物又は大規模な農耕地は、恒久柵の設置	○放棄した農林作物の除去 ○庭の果樹の除去又は早期収穫	○加害個体除去 ○加害群の個体数調整 (○加害群除去)

※ おおよその目安とし、適宜選択する。なお、加害群除去は必要な条件を満たした上で野生鳥獣保護管理検討委員会の承認を得て実行するものとする。

(平野部の集落)

	被害防除	生息環境管理	個体群管理
レベル1	○追い払い ○シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動	○林縁部に自生するカキやクリの除去又は早期収穫 ○林縁部のヤブの除去 ○廃棄果実等の埋設、撤去、生ゴミの適正な処分 ○放棄した農林作物の除去	
レベル2	○追い払い ○簡易柵の設置	○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正な管理	○加害個体除去
レベル3	○組織的な追い払い ○重要な農林作物又は大規模な農耕地は、恒久柵の設置	○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正な管理	○加害個体除去 ○加害群の個体数調整
レベル4	○組織的な追い払い ○重要な農林作物又は大規模な農耕地は、恒久柵の設置	○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正な管理	○加害個体除去 ○加害群の個体数調整 (○加害群除去)

※ おおよその目安とし、適宜選択する。なお、加害群除去は必要な条件を満たした上で野生鳥獣保護管理検討委員会の承認を得て実行するものとする。

VI 実行計画の策定等

管理計画の策定及び実行は、科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、関係者間の合意形成を図りながら適切に推進する必要がある。

このため、市町は、地域間の調整を行い効果的な施策について総合的に検討するとともに、加害形態、施策の効果、捕獲に関するデータを収集、蓄積し、これらの情報を反映した実行計画を策定する。なお、実行計画は鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合性を取ったものとする。

県は、野生鳥獣の保護及び管理について検討を行うため野生鳥獣保護管理検討委員会(以下、委員会)を設置するとともに、モニタリング調査を実施し、実施計画策定のため情報を市町等に提供するほか、調査結果を管理計画の見直しに反映する。

委員会は、広域的な観点から実行計画の検討を行うとともに、モニタリング調査結果や各実行計画の実施状況等に基づき、県全体の管理計画等の評価を行う。

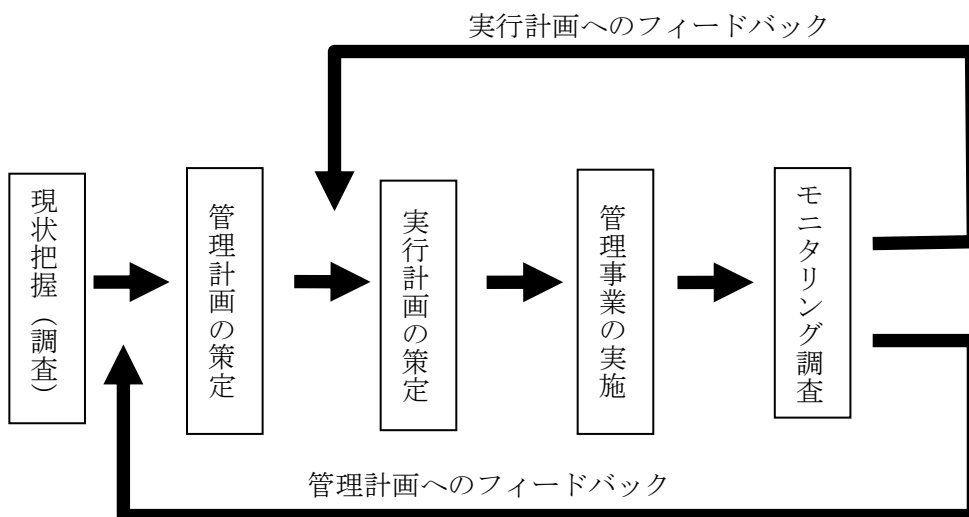


図4 管理の基本的な考え方

VII 管理の推進体制

「被害防除」、「生息環境管理」、「個体群管理」の各施策を総合的に進めるために、県、市町、地元関係団体、農家、地域住民などが、それぞれ、次に掲げる役割のもと、連携して取り組むことに努める。

1 県の役割

(1) 市町に対する各種技術・情報の提供、助言、支援

国、他県等の最新の情報及び既存の有効な情報の提供、被害防除対策等への支援等を行う。また、市町の計画達成度を評価し、計画の実効性を高める努力を行う。

(2) 地域指導員の育成・配置

管理計画を適正に実施していくために、地域に密着した情報の提供や被害対策の指導を推進する地域指導員を育成・配置する。

(3) モニタリング調査の実施

加害群の分布やおおよその個体数、群れごとの遺伝的変異、奥地での群れの分布状況などについてモニタリング調査を行う。

(4) 野生鳥獣保護管理検討委員会の開催

野生鳥獣保護管理検討委員会は、市町が策定した実行計画について検討を行うとともに、モニタリング調査の結果や実行計画の実施状況等を参考にして、県全体の管理計画の評価を行う。

(5) 隣接県(新潟、長野、岐阜)との協議、調整

本県のニホンザルが属する妙高・黒部個体群の分布域である、新潟、長野、岐阜の各県と必要に応じて協議調整を行い、各県の管理計画と整合性を図る。

(6) 管理計画の見直し

鳥獣保護管理事業計画の期間(5年間)に合わせて見直しを行う。

2 市町の役割

(1) 実行計画の策定

年度ごとに実態を踏まえた、被害防除、生息環境管理、個体群管理を総合的に組み合わせ、加害レベルに応じた対策(表5)をもとに、各地域において重点的に取り組む対策を複合的に選択し、概ね、群れごとの施策を明示した実行計画を作成する。また、モニタリング調査の結果を基に計画の実施状況を評価し、その効果の検証結果を次年度の実行計画に反映させる。

なお、実行計画の作成に当たっては関係機関との合意形成を図るとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合性をとったものとする。

(2) 実行計画の実施

① 被害防除

農家、農業団体等への啓発や指導・支援を行う。

② 生息環境管理

農家、地域住民等への啓発や指導・支援を行う。

③ 個体群管理

群れを特定して有害鳥獣捕獲隊等と連携し捕獲を行う。

また、捕獲個体についての記録を収集するとともに、オリで捕獲した成獣メスを放獣する際は、県が行うテレメトリー調査のため発信機取り付けに協力する。

(3)モニタリング調査への協力

出没カレンダーなどで、集落への接近回数の変化を調べ、ニホンザルの行動変化を相対的に比較する。

比較被害状況、対策状況及び生息状況についての情報収集を行う。

3 農家、地域住民及び地元関係団体の役割

(1)有害鳥獣対策のための協議会の設置

農家及び地域住民は、市町、市町が編成する有害鳥獣捕獲隊、農業団体及び集落自治会等と連携し、有害鳥獣対策のための協議会を設置する。

(2)施策への主体的な取り組み

有害鳥獣対策のための協議会は、地域全体で被害防除や生息環境管理、個体群管理に取り組み、鳥獣被害を受けにくい地域づくりに主体的に取り組む。

(3)情報提供

実行計画の策定、評価、見直しに反映させるため、農家及び地域住民は、農林作物の被害状況、ニホンザルの出現頻度、防除効果の程度、捕獲に関するデータなどの情報を記録し、市町に情報を提供する。

図 表 編

富山県ニホンザル管理計画

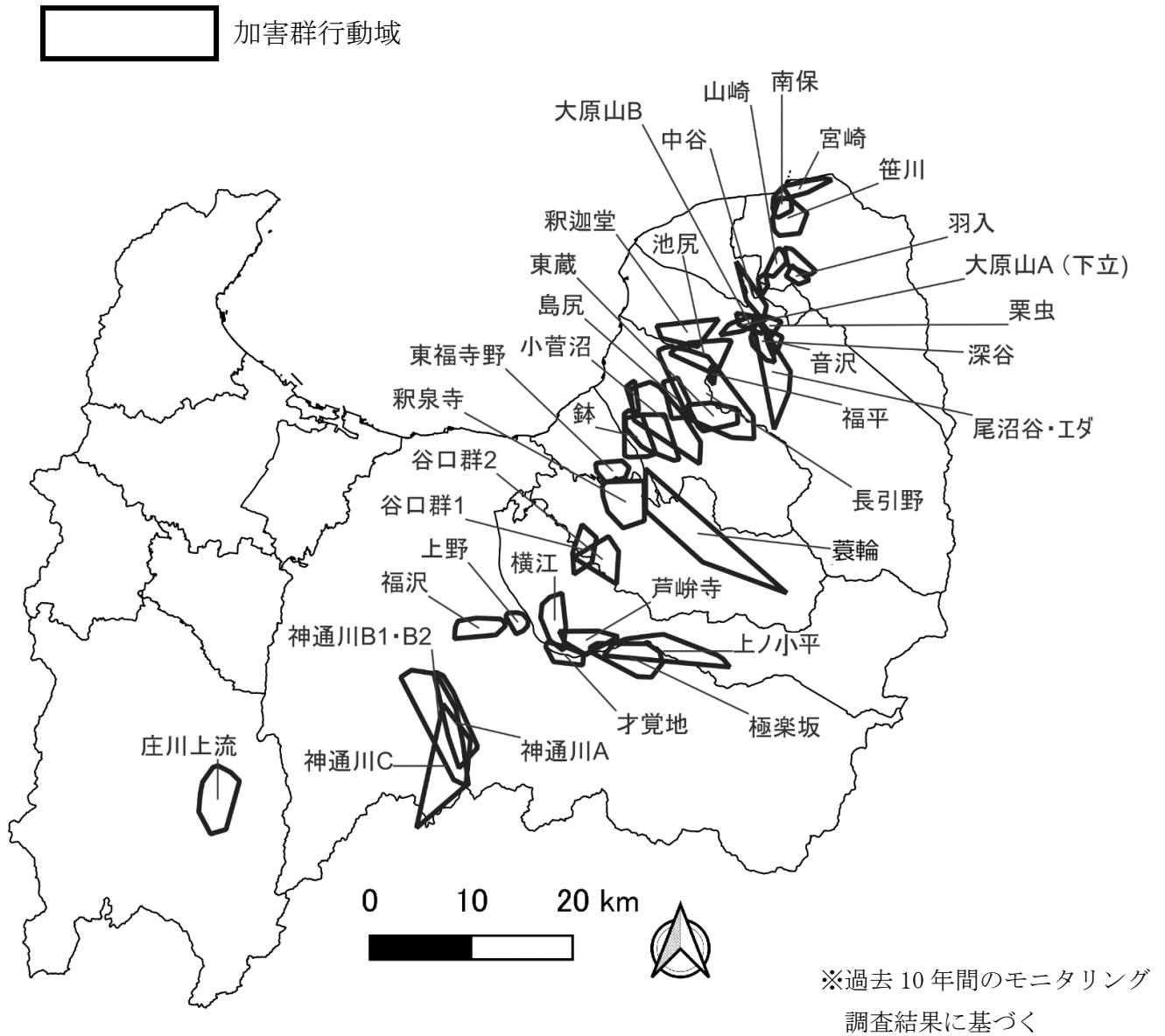
(第 5 期)

令和4年3月(令和5年 3 月変更)

富 山 県

図表編目次

	頁
図 1 県内ニホンザルの加害群行動域	1
表 1 県内ニホンザル加害群の生息状況	2
図 2 推進体制	3
様式 1 市（町）ニホンザル管理事業実行計画	4
様式 1 市（町）ニホンザル管理事業実行計画 作成例	5
様式 2 ニホンザル被害・目撃情報記録表及び作成例	6
様式 3 富山県ニホンザル捕獲個体記録票	7



(令和4年3月末現在)

図1 県内ニホンザルの加害群行動域

表1 県内ニホンザル加害群の生息状況

番号	群名	生息場所	加害レベル	推定生息数(頭)
1	宮崎	朝日町	4	33
2	笹川	朝日町	4	36
3	南保	朝日町	4	52
4	山崎	朝日町	4	42
5	羽入	朝日町	4	119
6	蛭谷	朝日町	4	64
7	小在池	朝日町・入善町	4	40
8	中谷	入善町・黒部市	4	57
9	大原山A(下立)	黒部市	3	55
10	大原山B	黒部市	3	40
11	尾沼谷	黒部市	3	63
12	エダ	黒部市	3	58
13	深谷	黒部市	3	50
14	音沢	黒部市	3	35
15	栗虫	黒部市	3	33
16	釈迦堂	黒部市・魚津市	4	39
17	池尻	黒部市・魚津市	3	30
18	福平	黒部市	3	50
19	長引野	魚津市	4	72
20	島尻	魚津市	4	26
21	東蔵	魚津市	4	24
22	小菅沼	魚津市	4	50
23	宮津	魚津市	4	42
24	松倉	魚津市	4	50
25	鉢	魚津市・滑川市	4	48
26	蓑輪	滑川市・上市町	4	39
27	東福寺野	滑川市・上市町	4	30
28	釈泉寺	上市町	3	19
29	谷口群1	上市町・立山町	3	20
30	谷口群2	上市町・立山町	4	21
31	芦峯寺	立山町	4	43
32	横江	立山町	3	36
33	才覚地	立山町・富山市	4	50
34	上ノ小平	立山町・富山市	3	60
35	極楽坂	立山町・富山市	4	34
36	上野	富山市	4	31
37	福沢	富山市	4	32
38	神通川A(神通川)	富山市	4	41
39	神通川B1(神通川)	富山市	4	22
40	神通川B2(神通川)	富山市	4	21
41	神通川C(神通川上流)	富山市	4	30
42	庄川上流	南砺市	4	20
計	42群	5市4町		1,757

被害レベル・推定生息数は、令和4年度市町実行計画及び南砺市出没被害情報より

※加害レベルは、市町の被害状況等によって異なり、上位レベルを記載

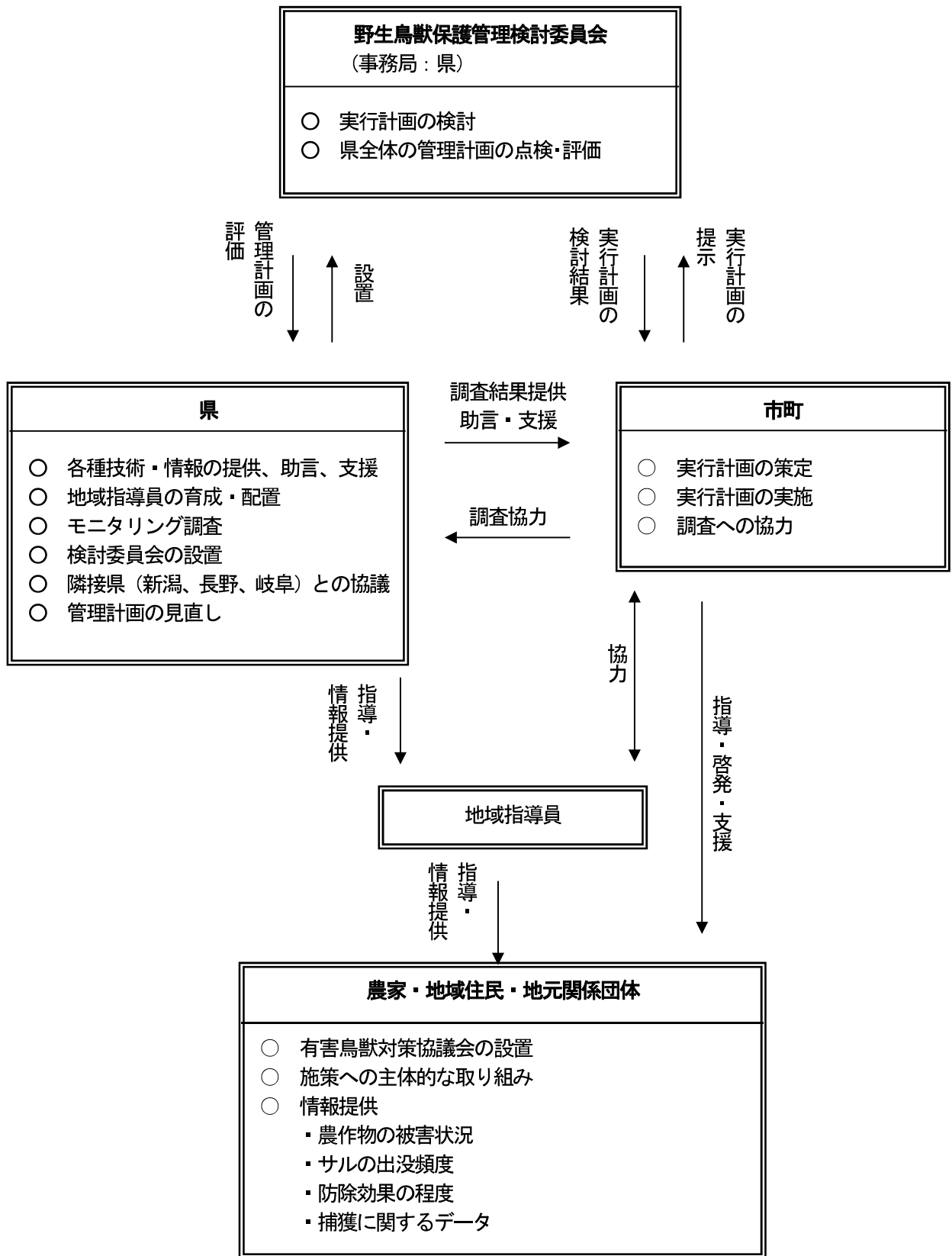


図2 推進体制

様式1 市(町)ニホンザル管理事業計画

令和〇年度 〇市(町) ニホンザル管理事業実行計画(案)

1 群れの状況：〇〇群

- ① 頭数
- ② 出没場所
- ③ 人に対する反応

2 被害状況：

〇〇地区 被害作物名〇〇(被害時期〇月、〇月)被害金額
 家庭菜園 〇〇(被害時期〇月、〇月)延べ被害日数
 △△地区 被害作物名〇〇(被害時期〇月、〇月)被害金額
 人身被害 〇〇(被害時期〇月、〇月)被害人数 件数

3 群れの加害レベル 1 2 3 4

地域(地区)	①農作物被害関係			
	区分	被害防除	生息環境管理	個体群管理
〇〇地区	現状			
	問題点			
	対策			
	②生活環境被害・人身被害関係			
	区分	被害防除	生息環境管理	個体群管理
	現状			
	問題点			
	対策			

令和〇年度 〇市(町) ニホンザル管理事業実行計画(案)

- 1 群れの状況： ○〇群
 ① 頭数 30 頭
 ② 出没場所 ○〇地区、△△地区
 ③ 人に対する反応 人や車を見ても追ひ払わない限り逃げない

農作物被害以外も数値を記入

- 2 被害状況： ○〇地区 被害作物名〇〇(被害時期〇月、〇月)被害金額
 家庭菜園 ○〇(被害時期〇月、〇月)延べ被害日数
 △△地区 被害作物名〇〇(被害時期〇月、〇月)被害金額
 人身被害 ○〇(被害時期〇月、〇月)被害人数 件数

加害レベル判定基準表により記入

- 3 群れの加害レベル 1 2 3 4

被害の種類毎に記入

地域(地区)	①農作物被害関係			
	区分	被害防除	生息環境管理	個体群管理
〇〇地区	現状	・電気柵 2,000m	実施していない	・加害個体除去 3頭
	問題点	・電気柵の管理ができていない	・耕作放棄地があるため、山林との境界が明確ではない。	・捕獲しても農作物の被害が減らない 管理方法を記載
	対策	・現地調査を行い適正な維持管理の徹底を図る。	・里山整備事業等により管理を行う。	・個体数調整 5頭 ・捕獲情報の記録 ・調査用発信機の装着に協力
	②生活環境被害・人身被害関係			
	区分	被害防除	生息環境管理	個体群管理
〇〇地区	現状	・ロケット花火による追い払い ・パトロール	実施していない	実施していない
	問題点	・追い払ってもすぐ戻ってくる	・生ゴミや庭の果実がサル の誘因になっている。 ・庭の柿の木の実が放置してある。	・集落内では銃器の使用ができない。
	対策	・電動ガンによる追い払い ・集落で協力体制を築き 追い払いを行う。組織的な 追い払い	・自治会で役割分担し、 生ゴミ放置禁止等の啓発 活動実施。 ・柿の木等の実の早期収穫 もしくは伐採。	・サル情報の記録を行い、 数値データを作成する。

※地域住民等から寄せられた情報は「ニホンザル被害・目撃情報記録表」に記載してください。
 「被害地図」を作成し、添付して下さい。

被害箇所、対策箇所を記載してください。
 捕獲オリ使用の協議を兼ねる場合は、
 設置範囲(箇所)を記載してください。

被害の有無に関わらず、住民等から
 寄せられた情報を記載してください。
 家庭菜園などは被害日数威嚇などは
 被害人数・件数を記載ください。

様式2 ニホンザル被害・目撃情報記録表及び作成例

令和〇年度 ニホンザル被害・目撃情報記録表

市町名:〇〇市(町)

番号	日付	種別	場所	情報提供者	内容	備考
1						
2						
3						
4						
5						
⋮	(以下省略)					

種別:被害情報は「被害」、目撃情報は「目撃」と記載

場所:大字名と土地の利用状況を記載

備考:対策の有無、対応内容などを記載

令和〇年度 ニホンザル被害・目撃情報記録表

作成例

市町名:〇〇町

番号	日付	種別	場所	情報提供者	内容	備考
1	R3.7.10	被害	□□ 畑	地元農家	群れでトウモロコシの食害	電気柵設置なし
2	R3.8.15	目撃	△△ 集落内	町職員	集落内に10頭出没	子供への威嚇 追い払いを行う
3	R3.9.20	被害	〇〇 家庭菜園	耕作者	トマトの食害	ネットによる防除有
4	R3.10.25	目撃	××小学校	小学校	1頭出没	ハグレオス
5	R3.11.30	被害	◎◎町内 民家	市民	家屋の屋根に登り、屋根瓦をはがした	
⋮	(以下省略)					

種別:被害情報は「被害」、目撃情報は「目撃」と記載

場所:大字名と土地の利用状況を記載

備考:対策の有無、対応内容などを記載

富山県ニホンザル捕獲個体記録票

No. _____

1. 捕獲日時: 令和 ____年 ____月 ____日 (____時 ____分)

2. 捕獲者氏名: _____

3. 捕獲地点: _____市・町・村_____

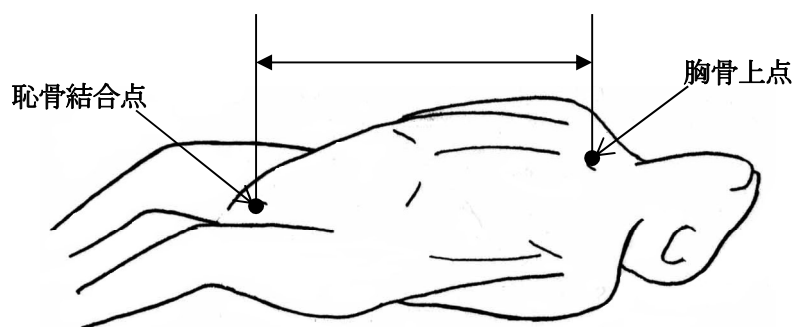
※詳細な地点を、管内図(1/10,000)上に日時とともに記入して下さい

4. 性別: オス・メス [該当するものを○で囲んで下さい]

5. 体重: _____kg

6. 前胸長: _____cm

前胸長



※前胸長の測り方

体をできるだけまっすぐに伸ばし、アゴを上げた体勢にします。胸骨上点(首の根元にある胸骨のくぼみ)から恥骨結合点(骨盤の突起の一番上)までの長さを巻尺で測って下さい。

7. 成長段階 [該当するものを○で囲んで下さい]

- ・アカンボウ(親ザルにのっているもの、1才未満)
- ・子ども(1才以上)
- ・オトナ

8. 捕獲方法: 銃器・わな・その他(_____)

[該当するものを○で囲んで下さい]

9. 特記事項: 何か気付いた点があれば記入して下さい。

※発信器を装着したサルを捕獲した場合には、県自然保護課若しくは市町担当部署までご連絡下さい。